

悪臭問題の解決に向けた堆肥製造事業所に対する 指導の強化・徹底を求める意見書

本市南原地区で操業中の堆肥製造事業所と養豚事業所の二つの事業所から発生する臭気は、市街地の広範囲におよび、地元住民をはじめ多くの市民から苦情が寄せられている状況にあり、たいへん深刻な問題となっていることは既に御承知のことと存じます。

この問題の解決に向け、山形県及び市当局における指導のもと、原因事業所は様々な対策を講じ一定程度の改善が見られたものの、いまだ全面解決には至っておりません。

今般、本市議会は、原因事業所の一つである堆肥製造事業所の臭気対策及び堆肥製造に関し、地方自治法第100条の2の規定に基づいた専門的知見の活用を図るべく、有識者に依頼し、調査を実施しました。その調査報告では、「当事業所の悪臭対策は、臭気を発生させない堆肥製造工程の改善が優先されるべきである。」などと、指摘されました。

堆肥舎内には、高いところで8メートルにおよぶ大量の原料が積み上げられ、好気性発酵が進まずに嫌気性発酵や腐敗による臭気を発生させていることは明白であり、たいへん遺憾です。

このことから、堆肥製造事業所に対しては、「廃棄物の適正処理＝堆肥製造の適正化」との考えのもと、徹底した指導等が必要と考えます。

よって、山形県におかれては、この問題の早期解決を図るべく、産業廃棄物処分業の許可権者として、堆肥製造事業所に対し、特に下記事項について早急に改善されるよう、適正な指導の強化・徹底を求めます。

記

- 1 好気性発酵を促す原料調整を行うこと。
- 2 堆肥の積み上げ高さを2メートル以内とし、攪拌や切り返し作業を多く行い、好気性発酵を維持させること。
- 3 「有機質肥料等推奨基準に係る認証要領」の、堆肥製造基準や品質基準に適合する堆肥を製造すること。
- 4 堆肥化における一連の作業をマニュアル化すること。
- 5 建物内の劣悪な作業環境を改善すること。
- 6 建物全体の臭気を脱臭する方法には無理があるため、臭気の発生場所を小さく囲み密閉化するなど、捕集・脱臭方法の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年10月23日

米沢市議会議長 佐藤 晃

山形県知事 吉村 美栄子 様